

## 工事請負契約書(案)

工事名 静岡大学(大谷)教育学部B棟学生控室空調機設置工事  
請負代金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 内藤秀人と受注者との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び特記仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。  
第2条 工事は、静岡県静岡市駿河区大谷836 静岡大学大谷団地構内において施工する。  
第3条 着工時期は、平成30年 月 日とする。  
第4条 完成期限は、平成30年10月12日とする。  
第5条 契約保証金は免除する。  
第6条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき支払うものとする。  
第7条 請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。  
第8条 完成通知書は静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。  
第9条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。  
第10条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。  
第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者

静岡市駿河区大谷836  
国立大学法人静岡大学  
契約担当役  
財務施設部長 内藤秀人

受注者